

定 款

(商 号) りらいあコミュニケーションズ株式会社

昭和56年	5月27日	設立
昭和60年	3月17日	改定
平成 2年	5月25日	改定
平成 9年	12月 4日	改定
平成 9年	12月10日	改定
平成10年	1月20日	改定
平成10年	4月 1日	改定
平成10年	5月29日	改定
平成10年	8月 1日	改定
平成11年	6月29日	改定
平成12年	6月29日	改定
平成13年	6月27日	改定
平成14年	6月26日	改定
平成15年	6月25日	改定
平成16年	6月24日	改定
平成17年	6月23日	改定
平成18年	4月 1日	改定
平成18年	6月22日	改定
平成20年	2月 1日	改定
平成20年	6月20日	改定
平成21年	6月23日	改定
平成23年	10月 1日	改定
平成27年	6月23日	改定
平成27年	10月 1日	改定
平成28年	6月24日	改定
令和 3年	6月23日	改定
令和 4年	6月24日	改定

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、りらいあコミュニケーションズ株式会社（英訳では、Relia, Inc.）と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電話代理応答業務およびこれに関するコンサルティング業務
2. 通信機器、事務用機器、コンピュータおよび付属機器の輸出入販売
3. 宣伝、広告代理業およびそのコンサルティング業務
4. 印刷、出版業務およびその代行
5. レストラン、喫茶店経営
6. 学習塾、外国語教室の経営およびそのコンサルティング業務
7. 録音、録画物の企画・制作および販売業務
8. 都市計画、建築計画に係わる企画・運営・施行およびそのコンサルティング業務
9. 市場調査業務
10. 商品展示会、講演会等催事の企画、運営に関する業務
11. 食品の販売業務
12. 日用雑貨品の販売業務
13. 楽器、音響機器の販売業務
14. 労働者派遣事業
15. 情報処理サービス業務および情報提供サービス業務
16. コンピュータ・ソフトウェアおよびコンピュータ・システム開発設計業務
17. 旅行業法に基づく旅行業
18. 生命保険の募集に関する業務
19. 損害保険代理業
20. 不動産賃貸業
21. 事務機器および通信機器の賃貸業
22. 有料職業紹介事業
23. 清掃業
24. 銀行代理業
25. 公共料金、公租公課等の収納代行業務
26. 通信事業者等の営業活動の代行業務および支援業務
27. 公共料金等の利用料調査業務
28. 放置車両の確認等に関する事務の受託
29. 探偵業
30. 販売促進支援業務および代行業務
31. 採用、給与、人事管理、研修等の人事に関する業務
32. 受付、案内、駐車場管理、車両管理、社宅管理、出張旅費計算、清掃等の総務業務
33. 売上計算、原価計算・仕訳等の会計・経理業務
34. 医療・療養施設および教育・文化・娯楽施設の運営業務
35. 資産管理・査定業務
36. 酒類の販売または媒介業
37. 警備業
38. 高度管理医療機器、医療機器および介護用品の輸出入、レンタル、リースおよび販売
39. 金融商品仲介業
40. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は253,152,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

（招 集）

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集者および議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がその任に当たる。

（決 議）

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

（議決権の代理行使）

第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名に限る。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第16条の2 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第17条 当会社の取締役は10名以内とする。

（選任）

第18条 当会社の取締役は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらない。

（任期）

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長に任ずる。ただし、社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(非業務執行取締役の責任限定契約)

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第26条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任)

第27条 当社の監査役は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

(附則)

1. 定款第16条の2の変更は、令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条の2はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日の後にこれを削除する。